〈巻頭言〉

議会制民主主義の活性化に向けて

―日本国憲法の視点から見た方向性

伊藤 真

法学館憲法研究所所長・伊藤塾塾長

はじめに

日本国憲法前文では「権力は国民の代表者がこれを行使」とされており、わが国の政治は代表民主制が基本とされ、この議会を中心とする政治のことを議会制民主主義と呼んでいる[1)]。議会制民主主義では、有権者が代表者を選び、その代表者が議会で審議・決定したことを政府が実行する国家統治システムをとり、日本国憲法においては議院内閣制として規定されている。全国民の代表で構成される国会（憲法 43 条 1 項）は、「唯一の立法機関」かつ「国権の最高機関」（41 条）として、内閣総理大臣の指名（67 条 1 項）、存続（69 条）において重要な権能が与えられている。内閣を頂点とした行政による権力行使は、国会で制定された法律に基づかなければならず、内閣は「行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負」う（66 条 3 項）。このように国会は、内閣の活動全体に統制（コントロール）を及ぼすことができる国家機関として想定されている。あらゆる政策は憲法の枠の中で行わなければならないのは当然として（98 条 1 項、99 条）、国民の権利や国のかたちに関わるような重要な政策、法律の制定あたっては、国民の代表者によって国会において議論を尽くし、国民の声を反映させなければならないことはいうまでもない。

1）芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法（第八版）』（岩波書店、2023 年）316 頁。

ところが2014年7月、当時の安倍政権は、それまで明確に違憲とされてきた集団的自衛権行使を閣議決定のみで容認してしまった。本来なら国会で議論を尽くし国民投票によって憲法改正をすべきか、国民に信を問うべきものであった。2015年9月に成立した新安保法制法の審議過程においても、主権者である国民の声が充分反映されていたかといえば、全くそうではなかった。専守防衛の定義などについて首相らの答弁は二転三転し、衆院憲法審査会に招致された参考人の憲法学者3氏がそろって新安保法制法案は憲法違反との認識を表明したのに対し、政府側は憲法解釈は行政府の行政裁量と主張した。さらに自民党の高村正彦副総裁は、1959年の砂川事件最高裁大法廷判決を持ち出し、集団的自衛権は日本を守る時だけ行使するから自衛の措置を認めた砂川判決に照らして合憲だと主張し、裁判所の専権である判例の射程を曲解した。新安保法制法に立法事実がないことが明らかになり[2)]、委員会決議がないままに事実に反する議事録が職権で作成され[3)]、あげくは法案採決を強行することによって成立している。新安保法制法は、内容のみならず手続面でも、憲法が予定する議会制民主主義の手続を破壊して成立したものであったといえる。

新安保法制法成立後も、健全な民主主義の根幹を支え国民共有の知的資源であるはずの公文書が行政の恣意的な判断によって廃棄され[4)]、検察官の定年延長問題では、監視する側（国会）が作った法律の解釈を監視される側（内閣）が勝手に変更した[5)]。さらには野党による臨時会の召集要求に対し内閣が長期間放置したりするなど、議会制民主主義の空洞化ともい

2）2015年6月の衆議院安保法制特別委員会で「他国に対する武力攻撃によって、政府の新安保法制法案の言うような『存立危機事態』なるものに陥った国が、一つでもあるか」との質問に対し、岸田外相は「例を挙げるということは大変困難である」と答弁した（2015年6月19日衆院安保法制特別委員会）。

3）参議院特別委員会の議場は混乱し採決がされたとはいえない状況であったにも関わらず、委員長の職権によって議事録に「可決」したとの付記がなされた。

4）陸上自衛隊の南スーダンPKO派遣部隊の日報及び学校法人「森友学園」への国有地売却経緯に関する書類

5）安倍政権は、閣議決定によって従来の解釈を変更し検察官に国家公務員法の定年延長の適用があるとしたが、政治的判断による人事への介入を可能にし、検察官の政治的中立性や独立性を脅かし、ひいては憲法上の基本原理である法の支配と権力分立をも揺るがすものと指摘された（日本弁護士連合会「検察官の定年後勤務延長問題に関する意見書」（2020年11月17日））。

うべき事態が一層深刻化している。

そしてすべての国家権力に正統性を付与するはずの国政選挙は衆議院議員総選挙、参議院議員通常選挙ともに、主権者の少数が国会議員の多数を選出する非人口比例選挙であり、議会制民主主義の根幹の歪みは未だ是正されていない。

「議会制民主主義の活性化」というテーマは、国民主権の実効化に関わり、喫緊の課題となっている。既にさまざまな提言がなされているところではあるが、本稿では日本国憲法が本来目指していた方向性をもとに、いかにして国会を多様な民意を反映する議論の場に近づけ、民主制の機能不全を回復させることができるかを検討してみたい。

1　ジェンダー格差の是正

岸田文雄首相は2023年9月13日、第2次岸田再改造内閣を発足させ大臣には女性を5人起用したが、副大臣、政務官については全て男性という結果になった。2023年のジェンダーギャップ指数で日本は146カ国中125位、政治部門では138位にまで落ち込み、2020年に閣議決定された第5次男女共同参画基本計画では、2020年代の早期に指導的地位に占める女性の割合が30%を目指すとされているが、目標は遠のくばかりとなっている。

議会においても、両議員あわせて713人のところ女性は101人で全体の14.3%に過ぎない。衆議院に至っては465人のうち45人（9.7%）、衆議院内の要職に就いている女性の人数は議長、副議長ともに0人、各委員会委員長等については3人（10.3%）、各委員会理事等については23人（10.3%）にとどまっている。このような現状に56.7%の男性議員が現在の国会における女性議員の数は不十分と答えており、女性議員は84.6%が不十分と回答している[6)]。

国会は全国民の代表で構成されなければならず、安全保障など国全体に関わる政策に有権者の意見を幅広く議会に反映させるためには、性別、各

6）辻岡美夏「議会のジェンダー配慮への評価」法律時報95巻5号（2023年）66頁、68頁。

世代で偏らず議員が構成される必要がある。特にわが国において急激に進む少子化問題は喫緊の課題とされているにも関わらず、対策の遅れは否定できない。議会のジェンダーに関する議員アンケートには、国会におけるジェンダー格差が原因であると指摘する声もある[7)]。諸外国に目を向ければ、わが国のように女性の進出が遅れていた国は、性別を基準に女性又は両性の比率を割り当てるクオータ制などの法整備を行い、女性比率を向上させている[8)]。多様な人々が参画する機会を確保することは民主主義の要請であるが、国会が女性登用を積極的に行うことで、多様な人材を受け入れようという意識が社会全体に定着するようになれば、わが国自体の活性化にもつなげることができる。

2　世代間格差の是正

⑴　若い世代における投票率低下

国政選挙における投票率をみると、2021 年 10 月の衆院選では全体の投票率が 55.93％のところ 10 代が 43.21％、20 代が 36.5％、30 代が 47.12％。2022 年 7 月の参院選では、全体の投票率が 52.05％のところ 10 代が 35.42％、20 代が 33.99％、30 代が 44.8％となり、特に若年層の投票率が低い傾向が見られる[9)]。国の予算配分にもその影響が現れており、2020 年度の社会支出を政策分野別にみると最も大きいのは「保健」（41.0％）であり、2 位に「高齢」（35.8％）、そして子育てや教育などに関わる「家族」についてはわずか 7.9％にとどまっている[10)]。そのため、選挙啓発や主権者教育に取り組むことが提言されているが、若い世代自らが政治参加しやすくなるような環境づくりがより重要となろう。

7）「近年少子化対策を進めてきたものの、結果として不十分である実情があるが、それは男性中心社会の結果として顕在化した弊害ではないかと考える。国会におけるジェンダー平等が更に進めばこうした課題解決の前進にも資するものと考える。」IPU ジェンダー自己評価報告書 70 頁。

8）フランスの女性議員の割合は 1997 年で 10.9％に過ぎなかったが、政党に選挙候補者を男女同数にすることを義務付けるパリテ法を導入し、2021 年時点では約 40％に達している「外国における政治分野への女性の参画に関する調査研究報告書」（内閣府男女共同参画局）。

9）総務省「選挙関連資料 選挙結果」

10）国立社会保障・人口問題研究所「令和 2（2020）年度社会保障費用統計の概要」

30 歳未満の若い世代の政治意識に目を向けると、政治に不満を感じているものは 6 割近く、政治家への不信は 7 割近くに達している。ただ「日本の政治を実際に動かしているのは誰だと思うかの問いに対しては、「国会議員」（26%）、「官僚」（23%）に対し、「国民一人一人」は 9%にとどまった。さらに「自分には政府がすることに対して、それを左右する力はない」という項目では、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した者が 67%にも達している[11]。

投票に行かなければならない理由の一つは、税の使い途を監視することにある。若年世代と高齢世代とでは、生涯純税負担額に格差があるとされている以上[12]、若い世代ほど投票に行かなければならない。そうでなければ若者に必要な政策は軽視され、高齢者に支持される短期的課題が選挙公約の中心となり、それに要した財政的負担を若年世代が背負う構造（シルバー・デモクラシー）がどんどん進んでいくことになる。

⑵ 若い世代の政治参加を妨げる要因①

このような若い世代の政治に対する無力感を取り除くためには、若い世代の意見を国会に反映できるような同世代の政治家を誕生させることが有効なアプローチとなりうる。しかし大きな障害となっているのが、日本の供託金制度である。供託金制度の趣旨は、当選を主目的とせず売名等に選挙を利用するいわゆる泡沫候補者の輩出を防ぐためとされているが、現在の制度では、国政選挙の選挙区では 300 万円、比例区に至っては、600 万円準備しなければ立候補できない（公職選挙法 92 条 1 項 1 号・2 号、2 項、3 項）。しかも、候補者の得票数が一定の数に達しなければ供託金は没収されてしまう。25 歳から 29 歳の正規雇用者の平均賃金をみると 25 万 5,900 円となっており[13]、上記の金額はほぼ年収に匹敵する。政治のあり方に一層関心を持つべき非正規雇用者に至っては 21 万 2,300 円に過ぎない。落選してしまえば供託金が莫大な借金となりうるため、これだけの

11）公益財団法人 明るい選挙推進協会「若い有権者の政治・選挙に関する意識調査（第 4 回）」5-7 頁、9 頁。
12）島澤諭「18 歳選挙権導入と世代間格差」（Wedge online、2016 年 7 月 14 日）
13）厚生労働省「令和 4 年賃金構造基本統計調査の概況」12 頁。

負担に耐えて立候補することは現実的にとても難しくなっている。

他国に目を向けるとアメリカ、ドイツには供託金制度なく、カナダやフランスでは既に廃止されている。日本がモデルとしたイギリスも、現在は約 8 万円程度にまで下がり、日本の供託金は世界一高い水準となっている。

当選を目的としない者の立候補を防止する目的は正当としても、ドイツのように一定数の選挙人の署名を候補者の届出の要件とするもの、アイルランドのように選挙区有権者の 30 名の同意書の提出を求めるなどの手段をとることも可能である[14]。立候補という重要な権利を制限する手段として、供託金は重要な公共の利益を達成するための必要最小限かつ合理的な措置とはいえず、立候補の障害とならないような制度に改める必要がある。

⑶　若い世代の政治参加を妨げる要因②

わが国の選挙制度では、何とか供託金を準備できても、年齢によっては立候補することができない。公職選挙法 10 条には、衆議院議員の場合 25 歳以上、参議院議員の場合は 30 歳以上という年齢制限が存在する。現在の国会議員の平均年齢は 55.75 歳となっており、若い世代にとってはむしろ親の世代にあたり、自らの代表という感覚に乏しい。海外の被選挙権年齢については、イギリス、ドイツ、フランスは 18 歳に引き下げられ、その結果 20 代前半の議員が誕生している[15]。日本でも、25 歳未満の若い世代が、自ら立候補して政治に参加しようという動きが広がっており[16]、被選挙権年齢引き下げを求める訴訟も提訴されている[17]。

選挙権年齢が引き下げられた一方で、なぜ被選挙権年齢が維持されたま

14）各国の選挙供託制度の状況については、日本弁護士連合会「国政選挙における選挙供託金制度について、供託金額の大幅減額又は制度の廃止を含めた抜本的見直しを求める意見書」（2022 年 11 月 16 日）、国立国会図書館調査及び立法考査局「選挙供託制度（資料）」レファレンス 2021 年 11 月号 143 頁以下に詳しい。

15）国立国会図書館及び立法考査局「諸外国の選挙権年齢及び被選挙権年齢」レファレンス 2015 年 12 月号 148-149 頁。

16）「私も選挙に立候補したい　被選挙権年齢引き下げを訴える若者たち」（https://www.nhk.or.jp/shutoken/chiba/article/012/06/）

17）CALL4「立候補年齢引き下げ訴訟」（https://www.call4.jp/info.php?type=items&id=I0000117）

まなのか合理的な説明はなされていない[18]。被選挙権年齢が引き下げられることで若い候補者が多く出現するようになれば、若い世代の投票率向上につながり、教育や気候変動などの課題に対しても長期的な展望を持った政策が実施されることが期待される。

また日本の選挙活動は地盤（後援会組織）、看板（知名度）、カバン（選挙資金）が使われることで行われる。それらを持たない新人候補より親の世代から引き継ぐ世襲議員が圧倒的に有利となる。一方で何らの支援もない者がたとえ政治に関心を持ち立候補しようとしても、25 歳、30 歳以上ともなればそれまでのキャリアを放棄するに等しく、人生における極めてハイリスクな選択になる。立候補できる年齢が 20 代前半にまで引き下げられれば、途中でキャリア変更もしやすくなり、政治家というキャリアに対するハードルをより下げることができる。

3　投票価値の是正

現在の日本は、失われた 30 年をどう取り戻すか、物価高、円安などの経済政策、反撃能力の保有などの安全保障問題、異次元の少子化対策の財源問題、相次ぐ自然災害対策など主権者国民が判断しなければならない無数の国家的課題に直面している。このような状況を変えるためには、国民の多数派の選択によって政権交代が可能な仕組みとなっていることが必要となる。

ところが、日本の選挙では選挙区ごとに 1 票の較差があるため、国会議員の多数が国民の多数から選ばれているとはいえず、国会議員の過半数が有権者の「少数派」によって選ばれる状態となっている。国民の少数が国会議員の過半数を選出する選挙ということになれば、国民の数に関係なく国会議員の多数が国の在り方を決めることになるため、わが国は「国民主権」ではなく「国会議員主権」と呼ぶべき状況にある[19]。

2021 年衆院選の投票率は約 56％で戦後 3 番目に低く、2022 年の参院選

18）第 189 回衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会（平成 27 年 6 月 2 日）において自民党船田元議員から「衆議院が 25 歳、参議院が 30 歳、なぜなのか、誰も答えられません」という発言がなされている。

では約52%と過去4番目の低投票率となった[20]。選挙で自分が1票を投じたところで何も変わらないという理由が投票しない理由の多数を占めるが[21]、そもそも選挙制度が「国民の多数が国会議員の多数を選ぶ」ものとなっていないため、自分の投票によって政治が変わる実感など持てるはずもない。

専制主義と民主主義の決定的な違いは政権交代があるかどうかであり、そのためには国民の声が正しく反映する選挙制度、すなわち人口比例選挙を実現することが民主主義国家としての大前提となる。現在の選挙制度は都道府県単位に基づくが、これを廃止し11ブロック制が採用されれば、有権者の49.85%が参議院議員の過半数を選出できるようになり、実質的には人口比例選挙を実現することができる[22][23]。衆議院でも同様な選挙制度改革が進めば、国民の多数派の意思による政権交代を可能とすることができる。

4　司法による民主制機能不全の回復

⑴　国会の行政監視機能

投票価値の格差を是正し人口比例選挙を実現したとしても、わが国の議院内閣制の下では、内閣総理大臣に権力が集中する傾向がある。国民の多

19）2022年7月10日参議院議員選挙の比例区における与党の得票率は46%であったが、選挙区における議席数では約60%を占めている。選挙制度の歪みと非人口比例選挙の結果、国民の少数が国会議員の多数を選出する選挙制度になってしまっている。

20）「参議院選挙、投票率52.05%　長期低迷の傾向変わらず」2022年7月11日日本経済新聞（https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA111TZ0R10C22A7000000/）

21）「投票行かない理由『投票したい党なし』最多」2023年4月30日朝日新聞デジタル（https://www.asahi.com/articles/ASR4X6JM1R4KUZPS007.html）

22）升永英俊『統治論に基づく人口比例選挙訴訟Ⅳ』（日本評論社、2023年）

23）2022年7月の参議院選挙に対する選挙無効訴訟（2023年10月18日最高裁大法廷判決）では、最高裁は合憲と判断しつつも、国会に対し「較差の更なる是正を図ること等は喫緊の課題というべきである」として強いメッセージを送っている。4つの個別意見があり違憲状態とした三浦守裁判官は「最高裁判所自身の、較差の更なる是正に対する姿勢が問われる」と指摘し、同じく違憲状態とした尾島明裁判官は「投票価値が……3分の1程度しかないということは、……議院の構成員が正当に選挙された者であるといえるのかに疑問が付く……正当化できない」と踏み込んだ判断を行った。宇賀克也裁判官は、明確に違憲無効としつつ2年後の将来効判決という新しい判決手法を示している。

数が国会議員の多数を選び、その多数派から内閣総理大臣が選出されて内閣が組織される。内閣総理大臣には国務大臣の任免権があり（68 条）、内閣総理大臣によって組織された内閣が閣議決定を通じて行政権を一手に握る。裁判所との関係では、内閣は最高裁長官の指名権（6 条 2 項）や裁判官の任命権（79 条 1 項、80 条 1 項）を持ち、裁判所の予算編成権も有している。

内閣総理大臣は、国会における第 1 与党の党首であり、小選挙区選挙における公認権を通じて圧倒的な力を党内で持っているため、政権与党すなわち国会をも事実上掌握している。そして首長としての内閣総理大臣は閣僚や官僚に対する人事権を通じて行政権を事実一人で掌握しており、司法権に対しても人事権と内閣の予算編成権によって支配することが可能である。

こうした権力の集中を許してしまう日本国憲法は行政統制の力が弱く[24]、一見不完全な憲法のように思える。しかし日本国憲法でも、国会に行政統制機能を働かせるために、少数派議員であっても国会を召集して内閣を監視監督することができるように、各院の 4 分の 1 以上の議員の要求による内閣の臨時会召集義務を規定している（53 条後段）。全国会議員の 8.7％の議員[25] が要求すれば内閣の行政権行使を監視・監督できるため、まさに少数派からの行政監視機能を発揮させるための制度である。

⑵ 憲法 53 条訴訟

しかし、2017 年 6 月、憲法 53 条に基づき野党議員らが臨時会召集の要求をしたにも関わらず、内閣は 98 日間という長期にわたり放置した上、形式的に召集した臨時会において、全く審議を行わずに衆議院を解散するという憲法違反の対応を行った。

このような政府の憲法違反に対し、野党議員らを原告として、内閣によ

24）大統領に強大な権限が集中するアメリカでは、他方で徹底した権力分立を採用しており、解散のない連邦議会が大統領の政策を監視・抑制・批判したり、連邦最高裁判事の任命に上院の承認が必要な上、連邦最高裁が躊躇なく大統領の政策に対して違憲判断を下したりするなど、権力相互間の抑制・均衡が働いている。

25）参議院議員総定数 248 人の 1/4 は 62 人となり、全国会議員 713 人の 8.7％となる。

る憲法違反の責任を明らかにする国家賠償請求訴訟が岡山、那覇、東京地裁に提起された。国側は、国会の召集に関する当・不当の問題については、苫米地事件最高裁大法廷判決をもとに高度の政治性を帯びているという理由で司法権が及ばないとしたが、憲法81条は違憲審査の対象を限定しておらず、その趣旨は憲法保障機能を徹底し、立憲主義を貫くことにある。

本件では、少数派議員の権能が侵害され、国民が政治判断を行うための議論の場が設定されず、民主制の過程が阻害された。このような政治部門による民主制の機能不全は、政治部門が自発的に回復させることは期待できず、裁判所が憲法の番人としての役割を発揮するほかない。裁判所は民主制の回路の外側に位置するからこそ、その非民主制ゆえに、民主制内部で生じた機能不全を修復することができる[26]。

3つの地裁では法律上の争訟は認められないとして憲法判断は示されず、国会議員個人の権利侵害にはあたらないとして請求は棄却され[27]、高裁でも維持された[28]。最高裁では上告が棄却されたものの法律上の争訟性は認められ、憲法53条による臨時会召集の法的義務も初めて認められた[29]。この結果内閣は、合理的期間を超えて臨時会召集を遅延させることは事実上できなくなり、今回の最高裁判決は司法によって民主制の機能不全を回復させ得ることを一定限度で示したといえよう。

⑶　安保法制違憲訴訟

安全保障の分野では、冒頭で述べた新安保法制法の成立によって憲法の保障する人格権、憲法改正・決定権、平和的生存権等が侵害されたとして慰謝料請求を求める国家賠償請求訴訟と、新安保法制法に基づく自衛隊の出動差止を求める行政訴訟が提訴されている。この安保法制違憲訴訟で

26）村西良太「議会制民主主義の空洞化―国会の権限放棄を問う視角から」判例時報2523号141頁。

27）2020年6月10日那覇地裁判決、2021年3月24日東京地裁判決、2021年4月13日岡山地裁判決。

28）2022年3月17日福岡高裁那覇支部判決、2022年2月21日東京高裁判決、2022年1月27日広島高裁岡山支部判決。

29）2023年9月12日最高裁判所第三小法廷判決。

は、全国 22 の地方裁判所で 25 の裁判が提訴されているが[30]、原審、控訴審のほとんどで憲法判断は示されておらず[31]、裁判所の消極的姿勢が依然として続いている。証人として証言[32]をした長谷部恭男早稲田大学法学学術院教授は、裁判所の役割について以下のように厳しく指摘した。

違憲審査の主な役割は、表現の自由、結社の自由、平等な選挙権等を保障することで、立憲的な民主的政治過程の核心を守ることにあり、裁判所は政治がこのような理のある範囲内にとどまっているかを監視・審査しなければなければならないことは国際的な憲法学界の共通了解となっている。そして、裁判所の違憲判決の当否は最終的には民主的な改憲手続によって主権者に評価されるため、裁判所自身が非民主的機関だからといって違憲判決を躊躇する必要はない（「転轍手の理論」[33]）。そのため本件のように政府が自国の憲法の基本原理をみずから破壊する暴挙に踏み出したとき、それを阻止することは、憲法の番人たる裁判所の第一の責務である。

おわりに

議会制民主主義では、国民の代表者たる政治家が一時的には政策決定を行うが、その一時的な意思決定が正しかったかどうか、後に国民が吟味して検証し、間違っていたら是正もしくは議員を交代させることによって国

30）2016 年 4 月の東京を皮切りとして、短期間のうちに提訴順に福島、高知、長崎、大阪、岡山、埼玉、長野、神奈川、広島、福岡、京都、山口、大分、札幌、宮崎、群馬、釧路、鹿児島、沖縄、山梨、愛知の 22 地方裁判所で 25 件の訴訟が提起された。

31）福島訴訟において、2023 年 12 月 5 日仙台高裁は「憲法 9 条 1 項に明白に違反するとまではいえない」との憲法判断を示した。

32）福島訴訟（2023 年 5 月 19 日）、山梨訴訟（2023 年 4 月 7 日）の各尋問期日。

33）フランス憲法学における「転轍手」理論とは、以下のようなものである。「憲法裁判機関がその規範が憲法と矛盾しており違憲だと考えれば、それを国民や国民代表に対して明らかにするのが違憲判決である。それを知った国民や国民代表は、その規範を採択することがどうしても必要だと考えれば憲法改正を行って、その規範を採択すればよい。もし、そうまでしてまでその規範を採択する必要性を感じないのであれば、国民はそのまま違憲判決を受け入れてしまえばよい。どちらのケースであっても、最終的な政治的判断は国民や国民代表の手に委ねられており、憲法院の判断は決して最終的なものではないから民主主義には反しないはずだ、とされる」（山元一「フランスにおける憲法裁判と民主主義」山下健次・中村義孝・北村和生編『フランスの人権保障―制度と理論―』（法律文化社、2001 年）76 頁）

民の意思に従わせるというプロセスを伴う。これまでさまざまな提言を行ってきたが、どのような議会であっても最終的な意思決定は結局、主権者である国民次第ということになる。

そのためには、一人ひとりの国民が、為政者のポーズに惑わされたり、マスコミに踊らされたりすることなく、自分の頭で考え、自分の意見をもって行動できる自立した市民であることが必要となる。ときに権力が集中することで国家として冷静な判断ができなくなり、政治が暴走することが歴史上繰返されてきたが、憲法は民主主義にも歯止めをかけている。この立憲民主主義をうまく機能させるための仕組みを巧みに使いこなせるかどうかも国民次第である。

2023年9月末、岸田首相の自民党総裁任期がいよいよ残り1年となった。2022年末にはわが国の安全保障の方針を閣議決定のみで大きく転換し、国民への説明が不十分なまま国会議員の任期延長に関わる憲法改正を推し進めようとしている。次期衆院選のタイミングについては様々な報道がなされているところではあるが、このような状況だからこそいつ選挙が行われても、棄権は絶対にしないことが重要である。棄権は、投票権を今回行使しないだけでなく、見ず知らずの当選者に全面的な白紙委任をすることに等しい。次の選挙まで、どんな政策を持っているのかも知らない「当選者」が自分の生活を決めてよいという意思表示となる。その結果、自分の国がどんなに望まない方向に向かおうとも文句をいうことはできない。議会制民主主義はあくまで、民意を忠実に反映させる仕組みであり、この仕組みをうまく機能させるのもまた国民にかかっている。

どのような国なら幸せを感じられるか。どんな国にしたいのか。それは自分のことは自分で決めること、すなわち憲法13条後段の幸福追求権に含まれる「自己決定」の場面であり、国の姿は、私たち自らが創り上げるものにほかならない。国民一人ひとりが、憲法を知り、自立した市民として、それぞれが主体的に行動することが求められている。

以上